

四日市市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 1 3 号

四日市市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

四日市市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成 2 0 年四日市市規則第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| 第 7 条 基準日以前 6 箇月以内の期間において、次に掲げる者が条例の適用を受ける者となった場合は、その期間内においてそれらの者として <u>勤務した期間</u> は、前条第 1 項の在職期間に算入する。 (1)から(3)まで (略) 2 前項の期間の算定については、 <u>前条第 2 項各号に掲げる期間に相当する期間</u> を除算する。 | 第 7 条 基準日以前 6 箇月以内の期間において、次に掲げる者が条例の適用を受ける者となった場合は、その期間内においてそれらの者として <u>在職した期間</u> は、前条第 1 項の在職期間に算入する。 (1)から(3)まで (略) 2 前項の期間の算定については、 <u>前条第 2 項の規定を準用する</u> 。 |

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(総務部人事課)